

# 長崎市におけるウクライナ避難民支援の改善策

## Measures to improve support for Ukrainian Displaced Person in Nagasaki City

長崎東高校 2年4組 小松奏太、2年6組 廣田風香、森岡桜菜、米田惇美

**Abstract** : Currently, the Russian invasion of Ukraine has resulted in the displacement of Ukrainians. Some communities in Japan have begun to accept them, but the administration in Nagasaki is at a loss because there is no precedent. This research organizes the 170 processes of accepting Ukrainian refugees. Furthermore, this study discusses the benefits of receiving Ukrainian refugees in Nagasaki with expectation that other communities in Japan will welcome the refugees.

**Keywords** : No special exceptions ,refugees,170 processes, government built, transmission

### 1. 研究背景

2021年の春、国会で入管法（出入国管理及び難民認定法）改定案について審議が行われ、日本での難民問題について注目が集まった。日本は世界人権宣言にもとづいて作成された「経済、社会的、文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「市民的、政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」を批准しており、人権保護の義務として難民受け入れをする責任がある。（藤田，2022）しかし、2021年の日本の難民認定率は0.7%である。ドイツが25.9%、カナダが62.1%、フランスが17.5%、米国が32.2%、英国が63.4%と、各国の置かれている状況の相違を考慮した上でも日本の難民認定率は極めて低く、難民受け入れが進んでいないことが分かる。（難民支援協会，2021）また、国連人権機関から入管法に対しての勧告が届いており、日本の難民受け入れ体制に対する指摘が度々なされてきた。（藤田，2022）これらのことから、難民問題は日本の課題だといえる。また、2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻により国外へ避難したウクライナ人を、日本政府が定住資格を与える“難民”としてではなく、漠然とした定義の“避難民”として受け入れている現状からも、日本政府があまり移民を受け入れないという基本的な姿勢がうかがえる。（SHIRTO, 2022）日本政府の“難民”の定義は厳格であることに加え、難民の増加が治安の悪化につながるなどといった誤解や偏見から、地域住民が受け入れを避ける風潮もある。（永吉，2020）被爆地である長崎市は平和都市であり、市民の平和に対する意識が全国と比較して高く、（山崎，沖林，石井，鈴木，森川，2015）避難民が活用できる公営住宅も十分に確保されており、（長崎市住生活基本計画，2021）避難民受け入れを推進できる素地があると考えられる。

### 2. 研究目的・意義

本研究の目的は、長崎市におけるウクライナ避難民の受け入れ態勢の改善策を検討し、企画書にまとめて長崎市に提言を行い、持続可能なウクライナ避難民の受け入れ体制の構築を図ることにある。そうすることで、より多くの避難民を受け入れる可能性が広がるとともに、難民受け入れに対する社会的風潮を改善することにも繋がる。避難民の受け入れの推進が実現すれば、長崎市が国際人権規約を踏まえた人道支援を行っていくイメージを国内外に発信する契機となる。平和都市長崎としての存在をアピールすることにつながり、2次的効果として、長崎市内で2019年に建設されたMICE施設を活用した国際会議の招致の増加や、諸外国からのインバウンド効果へと波及することも期待できる。

### 3. 研究方法

(1)別府市での実地調査。（別府市役所訪問、NPO法人 Beautiful World 訪問、ウクライナ避難民へのインタビュー）(2)長崎市との質疑応答を踏まえ、企画書を製作。(3)長崎市役所へ提言。

## 4. 結果・考察

実地調査を通して、別府市では市が主体となってウクライナ避難民の受け入れを行っていることが明らかとなった。2022年3月2日に日本政府がウクライナ避難民受け入れを宣言してから、その6日後には別府市も受け入れを発表し、受け入れる際の必要項目を独自に170項目のリストにまとめ、前例のない事態に迅速に対応してきた。迅速な対応ができた別府市と長崎市の違いを踏まえ、長崎市の課題点として、次の3つを挙げる。(1)避難民の住居として、民間経営の住宅を一時借用するのみで、行政管理の公営住宅が使用されていないこと。(2)ウクライナ支援の担当部署が、危機管理を統括する防災危機管理室ではなく国際課単独であり、課内で対応を完結させようとするため他の課と連携が取りにくく、支援対策に遅延が見られること。(3)民間企業やNPOとの連携が住居提供のみであり、外部との協働がうまく果たせておらず、通常業務もあるなかで、避難民への細やかな支援に手が行き届かないこと。

これら3つの課題点に際し、解決策を考察した。まず(1)について、公営住宅を積極的に活用することを推奨する。公営住宅は比較的家賃が安価で一定の基準を満たせば入居できるという容易さがある。また、公営住宅は入居の際に様々な契約への同意が求められる。夜中に騒がないことや、地域活動に参加すること、ごみ捨てのルールを守ることなどの契約への同意はルール順守の必要性の理解へつながるだろう。このことから、公営住宅は民間賃貸と比較した場合、生活上のルールの共有が行われやすく、移民と日本人住民との交流が行われやすい。このことは、地域住民の受け入れ態勢への意識を改善することにもつながる。(永吉、2020)次に(2)について、長崎市のウクライナ避難民の担当部署を防災危機管理室に変更することを推奨する。防災危機管理室は災害が発生した時に備えて各関係機関と迅速に連携する体制が備わっている。避難民の相談窓口としての生活コミュニケーション支援は、ウクライナ語通訳が常在する国際課が行い、住居支援を住宅課が行うなど、随時必要な支援をそれぞれ関連する課が務め、その司令塔として防災危機管理室を担当課にする。このようにすることで、即時性のある支援が可能になるだろう。最後に(3)については、ウクライナ避難民支援を行っている民間企業やNPOと積極的に協働することを推奨する。避難民住宅への個別訪問をはじめ、行政が行き届かない細やかな支援を外部機関が行うというプロセスが確立できれば、より実働的なものとなっていこう。

## 5. 結論及び今後の展望

本研究の結論として、上記3点の課題への解決策を中心とした企画書と、別府市作成の170項目のリストを活用して長崎市版のリストを作成した。現在、長崎市と連携しながら実現可能なものにしていくように進めている。今後はウクライナ避難民の受け入れだけでなく、ウクライナ侵攻終結後の在日ウクライナ避難民への対応も研究内容にいれ、今回の研究をより持続的で発展性のあるものにしていく。

日本財団によると18歳以上のウクライナ避難民を対象としたアンケート調査で、アンケートに回答した750人のうち、4人に1人となる24.7%の避難民が定住の意向を持っていることが明らかになった。

(日本財団、2022)永住権取得のための就労支援や語学支援等について、研究を続ける。

## 参考文献・引用文献

永吉希久子 (2020). 『移民と日本社会 データで読み解く実態と将来像』中公新書

藤田早苗 (2022). 『武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別』集英社新書

山崎茜, 沖林洋平, 石井真治, 鈴木由美子, 森川 敦子 (2015). 「平和教育が平和構築意識に及ぼす影響に関する研究」学習開発研究 8号

難民支援協会 (2022). 「日本の難民認定はなぜ少ないか? - 制度面の課題から」 [refugee.or.jp](https://refugee.or.jp)

SHIRUTO (2022). 「避難民」は難民とは何が違う? [https://www.refugee.or.jp/refugee/japan\\_recog](https://www.refugee.or.jp/refugee/japan_recog)

日本財団 (2022). 「ウクライナ避難民への最新アンケート結果 4人に1人が日本に定住意向」 [nippon-foundation.or.jp](https://nippon-foundation.or.jp)

長崎市住生活基本計画 (2021). [https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/620000/629000/p029537\\_d/fil/1.pdf](https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/620000/629000/p029537_d/fil/1.pdf)